

# 「岐阜県地域課題解決型起業支援金」補助要件

## 1. 補助対象者

次に掲げる事項の全てに該当すること。

### ①【起業の場合】

令和6年4月1日以降、補助事業期間完了日までに、個人事業の開業又は会社(会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社)、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立を行い、その代  
表者となる者であること。

### 【事業承継の場合】

令和6年4月1日以降、補助事業期間完了日までに、事業承継により、個人事業主となる者又は株式会社  
等の代表者となる者。

② ①における会社及び個人事業主は、以下の定義に該当する中小企業者であること。

| 業種分類                   | 定 義                                                      |
|------------------------|----------------------------------------------------------|
| 製造業その他 <sup>(注1)</sup> | 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主  |
| 卸売業                    | 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主  |
| 小売業                    | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主  |
| サービス業 <sup>(注2)</sup>  | 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は<br>常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主 |

(注1) ゴム製品製造業(一部を除く)は資本金3億円以下又は従業員900人以下

(注2) 旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は  
資本金3億円以又は従業員300人以下

③ 次のいずれかに該当する者(みなし大企業)でないこと。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企  
業者。

(イ) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

※大企業とは、上記②で定義する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。

ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事  
業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合は除く。

④ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を岐阜県内で行う者。

⑤ 以下の移住等に関する要件を満たす者で、岐阜県内に居住していること、若しくは補助事業期間完  
了日までに岐阜県内に居住することを予定していること。

### ⑥【移住等に関する要件】

#### (ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 住民票を岐阜県内に移す直前の10年間のうち、通算5年以上、岐阜県外に在住していた者。
- 住民票を岐阜県内に移す直前に、連続して1年以上、岐阜県外に在住していた者。

#### (イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- 起業支援金の交付決定時において、転入後1年以内となる見込みであること。
- 転入先の岐阜県内市町村に、移住後5年以上、継続して居住する意思を有していること。

⑦日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別  
永住者のいずれかの在留資格を有すること。

⑧法令遵守上の問題を抱えている者でないこと。

⑨申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を  
有する者ではないこと。

## 2. 補助対象事業

### 【新たに起業する場合】

① 岐阜県における地域の課題の解決に資する社会的事業であり、次に掲げる事項の全てに該当するこ  
と。

(ア) 地域社会が抱える課題の解決に資すること(社会性)

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること(事業性)

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと(必要性)

(エ) 起業又は事業承継をする者の生産性の向上・機会損失解消及び顧客の利便性の向上につながるデ  
ジタル技術を活用していること(デジタル技術の活用)

### 【対象となる事業分野例】

- |          |           |             |
|----------|-----------|-------------|
| ・地域活性化関連 | ・まちづくりの推進 | ・過疎地域等活性化関連 |
| ・買物弱者支援  | ・地域交通支援   | ・社会教育関連     |
| ・子育て支援   | ・環境関連     | ・社会福祉関連     |
- など

② 岐阜県内で実施する事業であること

③ 令和6年4月1日以降、補助事業期間完了日(最長令和6年12月31日)までに新たに起業する事業であること。

④ 公序良俗に反する事業でないこと。

⑤ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の  
適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

### 【事業承継する場合】

Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野※で、事業承継により実施する、地域課題の解決  
に資する社会的事業で、上記①～⑤の事項を全て満たすこと。

ただし、③については、次のとおりに読み替える。

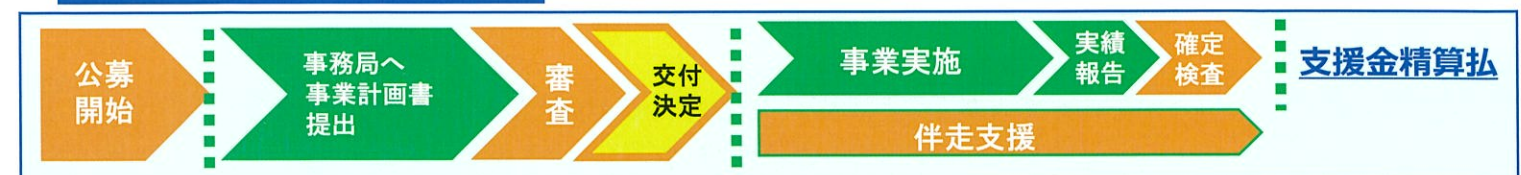
③ 令和6年4月1日以降、補助事業期間完了日(最長令和6年12月31日)までに事業承継を経て新た  
に実施する事業であること。

### ※【Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野】

IoT、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術を活用し  
た事業のことを想定しています。詳しくは、内閣府ホームページを参照ください。

[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/)

## 起業支援金交付までの流れ





## 移住・起業者 インタビュー

### ◆ 岐阜市 川原町Gallery Sagan 大亦 淑子さん

#### ◆ どんなお店をやっているか、どんなところにお店があるか？

アート作品を展示するギャラリーとして、作家さんから委託を受けて作品の展示・紹介・販売をしています。

また書棚のある部屋で、本を手にとりゆくりと寛いでもらえるようにブックカフェを併設しています。アーティストの活動を応援し、発表の場を提供したいという考えのもとで、使いやすい条件で気軽に相談してもらえるギャラリーを目指しています。

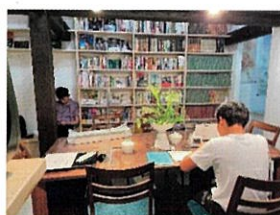
ギャラリーのある川原町は、かつて長良川の水運を利用した川湊として栄えた町で、格子造りの町屋や蔵のある古い街並みが残っています。歴史的な町屋は、今も人が暮らす生きた古民家で、かつての雰囲気が保たれていて景観重要建造物に指定されています。

初めて川原町を散策した時、こんな町に住むことができればいいだろうと夢のようなことを感じました。何度か訪れているうちに、この町ならこの土地にふさわしい文化的な活動ができるのではないかと確信を持ちました。

文化的な活動を通して人との交流を活性化し、微力ながら地域の町づくりの一翼を担えるような活動をしたいと考えました。



展示会にて：右が大亦さん



#### ◆ 起業の経緯と場所は、どうやって決めたか？

東京で40年近く書籍の編集、校正校閲の仕事をしていました。書籍の出版の仕事は、興味が尽きない魅力的な仕事でしたが、いままで仕事で経験したことも活かして、なおかつ微力でも何か役に立つことがしたいと考えるようになって、ギャラリーを経営することを目標に土地を探し始めました。

編集の仕事しながら、少しずつ目標の実現に向けて準備をしました。

WEBで土地や中古物件の情報を見て、週末に実際の土地などを見て回ることが一年余り続いたある時、いつものように川原町を歩いていて、川原町の西端に売り家を発見しました。岐阜城を臨む金華山の麓、歴史のある町の片隅にギャラリーを開く理想の家を見つけたのでした。自分の一番気に入った町に中古の売り家を見つけられたことは、ほんとうに幸運でした。

#### ◆ 活用された補助金は？

「岐阜県地域課題型起業支援金」を利用しましたが、補助の対象となる経費と対象とならない経費を整理し証拠書類を準備して申請書を作成するのが大変でした。慣れない開業の初年度ですが、最初から帳簿を付けて経理処理の書類を整理しておかなかったことは、大きな反省点だと思っています。

「起業支援金」の交付承認に合わせて、岐阜市の「移住支援金」の給付を受けることができました。

この二つの給付は、起業初年度の経費の補助としてとても助かりました。

#### ◆ 移住から起業までの苦労した点、準備しておいたほうがいいこと

岐阜市に移住してからギャラリー開業まで約5カ月でしたが、毎日開業の準備で休むことがありませんでした。開業後も経営については、すべて初めての経験ばかりでしたので、経費などの書類の整理と帳簿記載は後回しになってしまいました。

けれど、交付金申請や確定申告の時期になって慌てることになるので、経営の帳簿作成などは早い時期に指導を受け準備しておくことが大切だと思いました。

#### ◆ 地方での起業を検討している方へのアドバイス

まずは、自分に合う土地を、あるいは場所を納得いくまで時間をかけて探すことが大事だと思います。そして移住した後に大切なのは、人とのつながりです。

知り合いが一人もいないところから始めたのですが、知り合った人が人を呼んでくださり、そこから人の輪ができ、広がっていきました。人と人のつながりが、こんなにも大事だということを岐阜に来て初めて実感しました。どのような経営であっても、まずは地域の人とのつながりを活動の中心に考えて行動することが、最も大切だと思います。そのための行動は惜しまないでください。

地域の情報を教えてください、仕事を応援してください、人を紹介してください、多くの方に支えられて続けてこられました。地域の人々への信頼と感謝が最も大事だと思っています。



「清流の国 ぎふ」に、移住して、  
地域課題を解決するために起業・  
事業承継する方を応援します！



## 岐阜県地域課題解決型起業支援金

### ◆ 補助対象者 次の(1)、(2)いずれにも該当する方（※1）

#### (1) 起業又は事業承継

岐阜県内において

・起業：令和6年4月1日から補助事業期間完了日（最長令和6年12月31日）までに、個人事業の開業届出又は株式会社等の設立を行い、その代表者として新たに事業を開始する方

・事業承継：令和6年4月1日から補助事業期間完了日（最長令和6年12月31日）までに、事業承継により個人事業主又は株式会社等の代表者となる方

#### (2) 移住

岐阜県外に一定の期間在住している者で本県への移住者

### ◆ 補助対象事業（※1）

#### 【新たに起業する場合】

岐阜県内で実施する、デジタル技術を活用して地域の課題解決に資する社会的事業（まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援 など）

#### 【事業承継の場合】

Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野において、事業承継により、岐阜県内で実施する、地域課題の解決に資する社会的事業

### ◆ 補助対象経費

補助事業期間中に、補助事業実施のために必要となる経費

（人件費、店舗等借入費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、委託費）

**補助金額 最大 200万円**（補助対象経費の2分の1以内）

**公募期間 令和6年5月20日（月）～ 6月21日（金）** [当日消印有効]

※1 補助要件（補助対象者、補助対象事業）に関する詳しい内容は裏面をご確認ください。

※2 提出書類等詳細については、「募集要項」をご覧ください。

「募集要項」掲載ホームページ <https://www.gpc-gifu.or.jp/>

産経センター



岐阜県地域課題解決型創業支援事業事務局

公益財団法人 岐阜県産業経済振興センター 産業振興部総合支援課

電話：058-277-1079 E-mail：sien@gpc-gifu.or.jp

本事業は、岐阜県からの補助金により実施します。（デジタル田園都市国家構想交付金交付対象事業）

県外から移住した方は、起業支援金のほかに移住支援金の対象となる可能性があります。

※市町村によって支援金額や要件等が異なりますので、

詳しくは、移住（検討）先の市町村移住定住担当窓口へお問い合わせください。